

産地づくりモデル地域育成事業実施要領

制定 平成 30（2018）年 4 月 16 日生振第 53 号

第 1 趣旨

国の米政策の見直しや主食用米の消費量減少等、米生産を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、本県の特長である広大な水田を最大限に活用して、米から土地利用型園芸（露地野菜等）への転換を図り、収益性の高い水田農業への構造改革を進める必要がある。

そこで、水田における露地野菜産地の拡大を目指す「産地づくり基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定し、生産拡大に取り組む産地に対し、本事業及び関連施策により支援を行い、本県の水田農業改革及び露地野菜の生産拡大を図る。

第 2 事業の内容等

この要領により実施する事業の内容、事業実施主体、採択要件及び補助率等は別表のとおりとする。

第 3 基本構想の策定・承認等

1 基本構想の策定

基本構想は、水田における露地野菜産地づくりに向けた内容とし、基本構想の項目、策定主体、目標年度及び承認基準については、以下のとおりとする。

(1) 基本構想に定める事項は、以下のとおりとする。

ア 地区全体の現状と目標

イ 経営体ごとの現状と目標

ウ 目標達成に向けた農地集積・集約化及び効率化・省力化等に係る生産対策並びに加工・業務用需要への対応力強化等に係る販売対策等の取組

エ 事業取組計画

オ その他必要な事項

(2) 策定主体は、市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、人・農地プランの中心経営体、市町農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業サービス事業体、またはこれらの組織のうち複数組織から構成される協議会とする。

(3) 目標年度は策定年度の翌々年度とする。

(4) 承認基準は、以下の全てを満たすものとする。

ア 基本構想の目標年度において、水田における露地野菜の転換面積が概ね 10ha 以上であること又は水田における露地野菜の販売額が概ね 50,000 千円以上であること

イ 加工・業務用野菜の生産拡大に向けた取組であること

ウ JA 又は複数生産者による出荷組合等の取組であること

エ 基本構想における産地の範囲は、人・農地プランの区域内であること。ただし、複数生産者による出荷組合等の範囲が隣接する市町にある場合などは、この限りではない。

2 基本構想の承認申請

策定主体は、基本構想（様式1別添）を策定し、様式1により農業振興事務所長に承認申請するものとする。

3 基本構想の承認

(1) 農業振興事務所長は、2により提出された基本構想について、1の(4)の承認基準に適合している場合は、基本構想における目標達成に向けた産地づくり支援シート（以下、「支援シート」とする。）（様式2）を作成し、基本構想の承認を行うものとする。なお、支援シートの作成に当たっては、市町村等の関係機関と調整を行うものとする。

(2) 農業振興事務所長は、当該基本構想の承認を行うに当たっては、その承認しようとする基本構想及び支援シートの内容の妥当性について、農政部関係課と協議を行うものとする。その際の妥当性の協議は様式3により行うものとする。

(3) 農業振興事務所長は、基本構想を承認した場合は、関係市町村長に当該基本構想及び支援シートを送付するものとする。

4 基本構想の変更

次に掲げる事項の変更は、2及び3に準じて行う。

- (1) 策定主体の変更
- (2) 策定地区の変更
- (3) 策定地区の目標数値の減少

5 基本構想の達成状況

(1) 策定主体は、基本構想の承認年度から目標年度までの間における毎年度、基本構想に定められた目標の達成状況を様式4により、別途知事が定める日までに農業振興事務所長に報告するものとする。

(2) 農業振興事務所長は、(1)による報告を受けた場合は、基本構想における目標達成に向けて、該当年度の課題及び対応並びに翌年度の支援内容を記載した支援シートを作成するものとする。

(3) 事業実施主体が基本構想策定の翌年度又は翌々年度に事業を実施する場合にあっては、(1)の基本構想及び(2)の支援シートの内容の妥当性について、農政部関係課と協議を行うものとする。その際の妥当性の協議は、様式3により行うものとする。

第4 事業実施手続き

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業を実施する事業実施主体は、事業実施計画書（様式5別添）を作成し、様式5-1により、関係市町村長に申請し、その承認を受けるものとする。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、関係市町村長と協議の上、事業実施主体は事業の実施計画を、市町村長を経由せずに農業振興事務所長に申請し、その承認を受けることができるものとする。

(2) 市町村長は、(1)により申請された事業実施計画が事業の採択要件を満たし、かつ、事業計画の達成が確実であると見込める場合には、様式5-2により、関係農業振興事務所長に申請し、その承認を受けるものとする。

(3) 実施地区が、県域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、事業実施計画書（様式5別添）を作成し、様式5-2により、知事に申請し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 農業振興事務所長は、1の(1)又は(2)により提出された当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ事業計画の達成が確実であると認められる場合に承認するものとする。
- (2) 知事は1の(3)により提出された事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ事業計画の達成が確実であると認められる場合は、これを承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、第4の1に準じて行う。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業の新設又は廃止
- (4) 事業実施主体ごとの事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増
- (5) 事業実施主体ごとの事業種目ごとに事業費又は県補助金の30パーセントを超える減

第5 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、実施年度から目標年度までの間における毎年度の実施状況を下表のとおり報告するものとする。

様式	報告先	報告期限
様式6※	計画承認申請先と同じ	当該年度の4月末日

※知事申請事業の場合は様式6-2、それ以外は様式6-1

- 2 市町村長は、事業実施主体から事業実施状況報告があった場合には、実施状況を取りまとめの上、様式6-2により5月末日までに農業振興事務所長に報告する。
- 3 農業振興事務所長は、2の実施状況の報告を受けた場合は、実施状況報告書の写しを速やかに知事に提出する。
- 4 農業振興事務所長は、1の様式6-1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容を検討し、事業の目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第6 事業の実施体制及び指導推進体制

- 1 事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な実施体制を整備する。
- 2 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、収入保険制度への積極的な加入に努めるものとする。
- 3 県及び市町村は、地域の実態や創意工夫を活かしつつ、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関の連携のもと、次の推進体制を整備する。
 - (1) 県段階
県は、関係団体等との密接な連携のもと、事業の実施について、推進指導に当たるものとする。
 - (2) 市町村段階
市町村は、関係団体等との密接な連携を図り、事業の実施について推進指導に当たるものとする。

第7 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定める当該事業に係る補助金交付要領により助成するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成 30（2018）年 4 月 16 日付け生振第 53 号）

- 1 この要領は、平成 30（2018）年 4 月 16 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 35（2023）年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。
- 3 露地野菜生産供給スタートアップ支援事業実施要領（平成 29（2017）年 4 月 3 日付け生振第 22 号）は廃止する。
- 4 前項の規定により廃止された露地野菜生産供給スタートアップ支援事業実施要領に基づく事業の実施状況の報告については、なお従前の例によるものとする。